

地域農業を担う農業者を応援!!

多様な農業人材 経営計画認定制度 始まります!



県では、これまで核となる担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農)の育成・支援により農業を振興してきましたが、農業者の高齢化・減少、遊休農地の増加が進み、核となる担い手だけでは地域農業を維持していくことが困難な状況です。

そこで、核となる担い手に加え、経営発展に意欲的な農業者を幅広く担い手としてとらえ、**市町が策定する地域計画に「農業を担う者」として位置づけられた農業者が創意工夫により経営発展を目指す経営計画(多様な農業人材経営計画)を認定し、認定を受けた認定農業人材に支援を行います。**

地域計画(目標地図)

農業を担う者が10年後に目指す農地利用の姿を明確化



核となる担い手が耕作する農地

多様な農業人材が耕作する農地

核となる担い手

核となる担い手はこれまでどおり重点的に支援



多様な農業人材

多様な農業人材経営計画を認定し、支援



「核となる担い手」+「多様な農業人材」で農地の維持・地域農業の発展を目指します!

申請者の要件(①~④の全てを満たすこと)

- ① 地域計画に「農業を担う者」として位置づけられていること又は位置付けられることが確実と見込まれる者
(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者を除く)
- ② 営農を5年以上継続する意欲があること
- ③ 農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- ④ 地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開(規模拡大、新たな品目・新技術導入など)を目指すこと

多様な農業人材(イメージ)



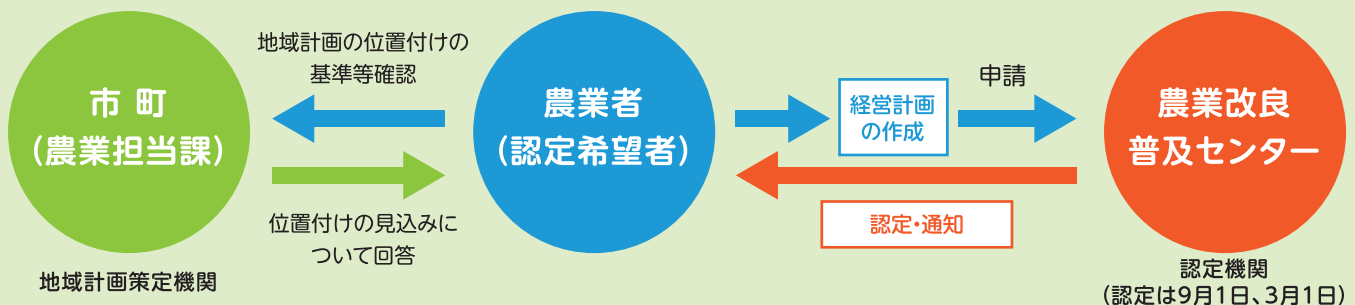
専業農家(核となる担い手以外)

上記の者など地域農業に貢献する意欲ある農業者

多様な農業人材経営計画認定の手順

【申請期間】9月認定は4~7月、3月認定は10~1月

※第1回の申請は令和6年6~7月です。



多様な農業人材経営計画認定制度に関するQ&A

Q1 地域計画に「農業を担う者」として位置づけられるにはどうしたらいいですか？

市町により地域計画への位置づけの基準(耕作面積、所有農地面積等)やスケジュールが異なりますので、営農する農地がある市町農業担当課にご確認ください。

Q2 多様な農業人材経営計画には何を記載するのですか？

規模拡大、新たな品目や新技術の導入などの計画や経営品目・作付面積、販売金額の目標、地域農業への貢献など、5年後の目指す経営を自ら作成します。なお、計画は認定基準を満たす必要があります。詳しくはHPでご確認ください。

Q3 どこに申請すればいいですか？認定の時期や有効期間はどれくらいですか？

農業を担う者として位置づけられる地域計画を策定する市町を所管する農業改良普及センターに申請します。認定は9月1日と3月1日です。9月に認定を受ける方は4～7月、3月に認定を受ける方は10～1月に農業改良普及センターに申請してください。有効期間は認定を受けた日から5年間です。

※令和6年度の9月1日認定の受付は6～7月です。電話や受付が混み合う場合もありますのでご了承ください。

Q4 認定のメリットは何ですか？

自らの農業経営の目標を明らかにし、計画に基づき経営改善を図ります。また、下記の支援策がありますのでご活用ください。

認定農業人材への支援策

経営計画の達成に必要な営農用機械等への支援(補助事業)

地域農業を担う多様な農業人材として認定された認定農業人材の規模拡大や新たな品目・新技術の導入など経営計画の達成に必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

- ① **対象者** …… 認定農業人材(多様な農業人材経営計画の認定を受けた者)
- ② **対象となる事業内容** …… ○新たに導入する農業用機械・施設(新品が対象)
○空きビニールハウスなど遊休施設の整備にかかる改修・移設
- ③ **助成額・補助率** …… 事業費の1/3以内(県1/6以内、市町1/6以内)
上限200万円(県100万円、市町100万円)
- ④ **申請先** …… 市町農業担当課
- ⑤ **留意事項** …… ○軽トラックなど汎用性の高い機械や単なる機械の買い替えは対象外とします。
○作業面積に沿った能力の機械とし、過剰な機械導入でないこと。
○補助金は、予算の範囲内で交付するため、内容が補助対象事業に該当する場合であっても必ず交付対象となるものではありません。申請者の取組計画(拡大面積、積極的な営農展開等)を審査し、予算の範囲内で採択します。取組計画は事業実施年度の翌々年度(目標年度)までに達成している必要があります。

詳しくは
HPを
ご確認ください。

農業改良普及センターによる支援

農業改良普及センターで営農継続に役立つ研修や、栽培・経営相談など営農継続を支援します。

地域計画に関する問い合わせ、補助事業の申請先

各市町農業担当課

多様な農業人材経営計画認定の申請先

東讃農業改良普及センター(さぬき市津田町津田930-2) tel.0879-42-0190
小豆農業改良普及センター(小豆島町池田2519-2) tel.0879-75-0145
中讃農業改良普及センター(善通寺市生野本町1-1-12) tel.0877-62-1022
西讃農業改良普及センター(三豊市豊中町笠田竹田438-1) tel.0875-62-3075

問い合わせ先

香川県農政水産部農業経営課 担い手支援グループ 高松市番町四丁目1-10 tel.087-832-3406

各問い合わせ先の受付時間 平日 8時30分～17時

制度の詳細等は、HPをご確認ください。また様式等はHPからダウンロードできます。



KAGAWA_NOUKEIINFO

香川県多様な農業人材

検索

かがやくけん、かがわけん。

香川県